

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 会長の報酬の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
会長に対する報酬の支給に関して必要なことを定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 協議会は、次のとおり会長に報酬を支給する。

- 2 報酬の額は、月額100,000円とする。
- 3 報酬は、原則翌月21日に支払うものとする。
- 4 会長には、職についたその日から、報酬を支給する。
- 5 会長がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。
- 6 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 7 会長が当該報酬の支給期間内において職務に従事することができないときは、その報酬の全部または一部を支給しないことができる。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。